

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

第 2 回 理 事 会

日時 令和4年6月29日(水)

午前10時00分～

場所 きぼーる15階ボランティア活動室1・2

2 議題（1）令和4年度要望事項について

1 地区連協別提出状況

地 区	要 望 事 項 件 数 （件）	
	令和4年度	前 年 度
第2地区	0	0
第3地区	1	0
第4地区	0	0
第5地区	1	1
第8地区	0	1
第9地区	3	2
第13地区	1	2
第15地区	0	1
第16地区	2	1
第21地区	0	2
第27地区	2	0
都地区	2	0
第9地区・21地区	1	1
計	13	11

2 分類方法

分 類	要 望 事 項 の 内 容
市連協要望	国や県に要望するもの。
区連協要望	市に要望するもの。

- ・ 要望は、理事会の承認後、市民局長及び中央区長へ提出します。

令和4年度 中央区町内自治会連絡協議会要望事項一覧

№	地区	要望事項 ※ → 継続要望	要望要旨	市	区	担当部局	担当課
1	第3地区	都川沿いの散歩道計画の有無等について	<p>①都川沿いの散歩道計画の有無について 都川沿いの散歩道は上流の調整池まで用地の買収が完了していると聞いているが事実か？長期にわたって放置され見苦しい箇所があり、県庁にも近く早期の整備を望む。</p> <p>②開通している歩道に柵を設置してドッグランの場所として使用していることについて この散歩道に、NPO法人が柵を設置してドッグランの場所として営利目的に使用しているが、県有地の使用に問題はないのか。</p>	○		中央区 千葉県 千葉土木事務所	地域振興課
2	第5地区	※ 国道14号線の登戸4丁目交差点から、西千葉駅方面に向う道路の幅員拡張、歩道の設置及び安全柵の設置について	<p>頭記の道路は、国道357号線より西千葉方面（春日町）を経由して、国道126号線に接続しているため、朝夕、の通勤時は元より、日中でも車の通行量が非常に多い道路です（千葉国道事務所調査によると≒22,000台/日）。道路の幅員も少く（≒6m）、加えて一部カーブしている箇所もあり、歩道もなく、安全柵もありません。歩行者には大変危険な道路です。我々4丁目、5丁目の住民が生活道路として使用していることは勿論、幸町方面の会社、官庁に勤めるサラリーマンの通勤路にもなっています。交通災害の発生が常時心配されています。</p> <p>以上の理由から下記の対策を早急に実施するよう、再々度要望致します。（平成15年、17年度、令和3年度の要望事項として提出済です）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国道357号線の登戸4丁目交差点から西登戸公園（京成踏切）迄の道路幅員の拡張（国税局宿舎が使用されなくなった。） 2. 歩道の早急な整備と歩道上に安全柵の設置 3. 歩道設置がされていない部分へ安全柵の設置 	○		建設局 道路部 建設局 土木部	街路建設課 中央・美浜 土木事務所 維持建設課
3	第9地区	花輪町の市有地へ保育所設置の要望	<p>この地域の保育所状況は、10年程前までは余裕があり、地域外の子どもを受け入れてきた。その後赤井町、仁戸名町で大規模宅地開発が行われ、余裕がなくなり、さらに花輪町の2か所で大規模宅地開発がスタートしたことから、令和元年に花輪町にある市有地（旧公民館用地）に保育所の新設を要望した。この回答は保育所の新設では整備地域を設定しており、それに入っていない、また設定は駅周辺に限定しているが、それにも外れているため不可との内容でした。しかしながら、花輪町の開発が進み（1か所は進行中）状況が一変し、子どもの数、特に0～3歳児の数が急増しており、地域保健推進員については、花輪町担当として1名急遽増員した。保育所も当然不足し、転入した若い親達が保育所探しに大変苦労し、通勤ルートと関係ない遠方の保育所に入れて対応しているが、この状況は当分続き、さらに厳しくなることが想定され、待機児童問題が顕在化することが心配される。</p> <p>保育所の新設にあたっては、長期計画に基づく対応は必要とは思いますが、状況が急変した時、早急に状況を把握し、柔軟な対応が必要と考えられる。花輪町には保育所設置に適正な市有地があり、ここに保育所を新設して早急に問題解決することを要望する。</p>	○		こども未来局 こども未来部	幼保支援課
4	第9地区	※ JR内房線大網里道踏切内歩道の幅員改善について	<p>本件は、数年前に若草親和会より要請していますが、その後の進捗状況が不明なため蘇我小学校区各町内自治会で協議し、日頃この踏切利用者からの早急な改善希望があることを踏まえ、改めて要請するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該踏切に歩道は設置されているが、幅員1mの厚板製であり、年月の経過と共に全体に上下に波打って凹凸もあり、さらに欠損箇所も発生している。 2. 歩道では自転車を押して通行する者が多く、乳母車は前後に押し引きして通行している。従ってやむを得ず車道通行者が多くなっている。車椅子は通行不可能である。 3. 蘇我小学校児童の通学路として日常利用されており、広い歩道による安全確保は急務である。 4. 幅員が狭いため混雑時には、人、自転車、車両が同時に車道を通行せざるを得ない状況にある。 5. 同道路東側の外房線大網街道踏切は幅員2mの歩道が綺麗に整備されている。 <p>上記の状況より、踏切内での転倒事故、通行車両との接触事故等の発生が危惧されます。大事故の発生を防止する観点からも早急な歩道の幅員改善をお願いいたします。</p>	○		建設局 道路部	道路計画課

令和4年度 中央区町内自治会連絡協議会要望事項一覧

No.	地区	要望事項 ※ → 継続要望	要 望 要 旨	市 区	担当部局	担当課
5	第9地区	※ 市道大蔵寺50号線等の安全対策について	この要望は昨年、一昨年と継続して要望し、道路表示や土砂の撤去等の対応は実施してもらったものの、花輪町バス停近くの交差点に信号をつける要望や道路が狭くなっている所(数か所)の対応等はそのままの状況にあります。本年度はそれに一部追加して下記の要望をします。 (1) 花輪町バス停近くの交差点に信号をつける要望に対して、交通量が指針の定める基準を満たしていないとの回答でしたが、交通量の調査はいつ行ったものですか。感覚的にはこの4~5年で車の数は5倍以上増加しており、交通量調査の実施をまず要望します。 (2) 道路が狭くなっている所の拡幅を要望します。それが実施できるまで、大網街道から西福寺下交差点まで、花輪町バス停近くの交差点から旧中田商店(赤井町)までの道路の速度制限(30km/時)を要望します。 (3) 花輪東公園の入口前に横断歩道の設置を要望します。これは、朝、夕を中心に子ども等の横断が多く、危険性が高いため。現状、横断歩道がないため、カーブ近くの見通しの悪い所で横断して車に接触しかかったことも発生している。	○	市民局 市民自治推進部 建設局 道路部 建設局 土木部	地域安全課 道路計画課 中央・美浜 土木事務所 維持建設課
6	第9地区、 第21地区	※ 京成千原線に新駅設置の要望	この要望は平成4年以来引き続いて要望してきたものを、一昨年千葉県がんセンターが建替え・新館としてオープンしたことを受けて、昨年のがんセンターの最寄駅としての機能を加えて要望しました。現在、がんセンターには最寄駅がないため、車かバスの利用となり、周辺の交通渋滞の原因となっており、その抜け道の大蔵寺50号線等にも深刻な交通問題を引き起こしています。 大蔵寺50号線と京成千原線の交差部分に新駅を作れば、がんセンターの最寄駅となり、またこの付近には、県有地や県の施設も多いことから是非県とよく協議し、長期的な課題とせず実現に動いてほしい。またそのために必要な条件等あれば明示するよう要望します。	○	都市局 都市部	交通政策課
7	第13地区	※ 都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町~古市場町線」	日頃から当地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。 表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度と要望書を提出し25年の歳月を迎えますが着工の兆が見えないため、平成30年度より再提出し、下記状況改善のために継続して提出いたします。 【明德高校前より生実台セブンイレブン間の早期着工を切にお願い申し上げます。 この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることとなりますので、何卒ご配慮賜りたく早期着工、完成を要望いたします。】 昨年の回答によりますと、事業効果の早期発現の視点から、現在着手している路線の完成を優先して進めており、新規路線の早期事業化は難しい状況であり、本路線を含む未整備の都市計画道路についても、今後の見通しは定まっておらず、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討との事です。実施は難しい旨の回答を伺いましたが、要望として継続的に提出をいたします。	○	建設局 道路部	道路計画課
8	第16地区	※ 都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について	第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。 また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点(中央区仁戸名町601番地16地先)への信号設置について、道路整備と同時にできるよう中央警察署との協議を行うこと。従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町552番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の拡幅についても早急実現されますよう要望いたします。	○	建設局 道路部 都市局 都市部	道路計画課 街路建設課 交通政策課

令和4年度 中央区町内自治会連絡協議会要望事項一覧

No.	地区	要望事項 ※ → 継続要望	要 望 要 旨	市 区	担当部局	担当課
9	第16地区	中央区仁戸名町5番地付近一帯の農業用水路の修繕および、雨水冠水対策の早期実施と、支川都川の近江下橋付近の河川整備の早期実施について	中央区仁戸名町5番地から9番地先付近は、集中豪雨の際に農業用水と都川が満水状態になるため道路が冠水し、住宅の床下浸水、床上浸水が発生します。付近一帯の農業用水の早期改修と、支川都川の川戸橋から近江下橋付近の河川整備の早期実施を要望いたします。	○	建設局 下水道企画部 下水道施設部	総合治水課 下水道維持課
10	第27地区	児童・生徒の登下校時に警察の見守りをお願いしたい	国道16号からの抜け道となっている山共建設橋出入口付近から、児童・生徒の登下校時に通り抜けの車両が、スピードを出して通過することが多く見受けられます。地域住民による見守りもしていますが、児童・生徒たちの安全とスピード抑止のために、時間帯に応じて警察の見守りをお願いしたい。	○	市民局 市民自治推進部	地域安全課
11	第27地区	所有者が不明の防犯街灯の修繕について	<ul style="list-style-type: none"> ・本自治会には所有者が不明の防犯街灯が2基、存在しているが、令和3年度、そのうちの1基が要修繕の状態になった。 ・東京電力は、所有者の問合せに対して、個人情報だからと調査を協力しない。 ・地域の防犯街灯にも拘わらず、長期にわたり、点いていなかった。 ・このような事態を避けるためにも、これに対応する条例などを策定してほしい。 ・例えば、防犯街灯の修繕に関する問合せは行政が一手に行うことにする。行政からの問合せに対しては、東京電力は回答する義務を要する。 ・スムーズに修繕ができる仕組みを作っていただきたい。 	○	市民局 市民自治推進部	地域安全課
12	都地区	防犯街灯の管理費・修繕費の全額補助について	<p>地域の安全・安心を確保するうえで、防犯街灯の存在効果は計り知れないものです。各自治会では、防犯街灯補助金制度により、管理費補助金（電気料金の補助）を活用して適切な維持管理に努めております。</p> <p>さて、都町中通りにある都町商工振興会で設置した防犯街灯が点いていない個所が多く見られ、住民から改善を要望されています。</p> <p>商工振興会の役員に聞いたところ、ここ数年、商工振興会の会員の世代交代や新型コロナウイルスの影響もあり、脱会する会社も多く、会員の減少に伴い電気料金や修繕等の支払いに大変苦慮されているとのことでした。</p> <p>防犯街灯は道路に設置するインフラ設備です。今後の適切な維持管理が出来なくなることを懸念致します。維持管理の充実を図る上でも、防犯街灯の管理費や修繕費の全額補助の対応が市での一括管理をお願いいたします。</p>	○	市民局 市民自治推進部	地域安全課
13	都地区	通学路の安全対策について	<p>交通事故で子供が犠牲になっている事例が増えています。子供の通学路の安全対策が必要と思われるところが、防犯パトロールを通じて地域住民から三か所指摘がありました。ご検討願います。</p> <p>(別紙参考図面あり)</p> <p>①都町1丁目49番24号と34番10号間の十字路。 南斜面の道路が坂の途中でカーブしていることから、加速して登ってくる車から、歩行者が見にくいいため、危険です。</p> <p>②都町7丁目3番27号の南側道路(坂道)と青葉の森通りとの交差する変則十字路は、車坂交差点側から来る車から歩行者等が見にくいうえ、カーブで交通量も多いため、危険です。</p> <p>③国道51号線の車坂交差点と京葉道路と交差する貝塚交差点の間は、下り坂で信号機がないため7丁目10番1号の横断歩道付近は、スピードを出す車が多く、歩行者がいても止まりません。</p> <p>いずれも減速走行するような目立つ看板等の設置など注意喚起対策が必要と思われると思います。ご検討願います。</p>	○	市民局 市民自治推進部 建設局 道路部 建設局 土木部	地域安全課 道路計画課 中央・美浜 土木事務所 維持建設課

2 議題（2）令和4年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について

1 趣 旨

町内自治活動に直接関連する諸活動の状況、施設等を視察することにより、地域社会の発展と町内自治会の交流及び親睦を深めることを目的に、区町内自治会連絡協議会による活動研修会を実施する。

2 実施予定時期

令和4年11月～12月初旬

3 町内自治会参加人数

36人（1地区連協あたり3人程度）

※各施設の最大参加可能人数に制限があるため。

4 予 算 額

430,000円

（区連協補助金：350,000円、参加者負担金：80,000円）

※参加者負担金については、参加人数40人（1地区連協あたり3人と事務局4人）として計上したもの。

5 視察候補地（…R4.6.21の状況）

- ① 東京都虹の下水道館（東京都江東区有明2-3-5 有明水再生センター5階）無料
…下水道、水再生センターのガイドツアー。2～3班に分かれて実施。開催は平日のみ。
- ② 防災体験学習施設「そなエリア東京」（東京都江東区有明3-8-35）有料
…地震発生から72時間を想定した防災体験学習ガイドツアー。2班に分かれて実施。
平日午後もしくは休日のみ空きあり。
- ③ 新浜リサイクルセンター（千葉市中央区新浜町4番地）及び市内施設見学
…平日午前のみ実施。最大40人参加可能。

6 令和3年度活動研修会（参考）

- (1) 実施日 令和3年12月9日（木）
- (2) 視 察 先 TIPSTAR DOME CHIBA （千葉JPFドーム）
千葉市中央区弁天4-1-1
- (3) 参加者数 33人（町内自治会29人、事務局4人）
- (4) 経 費 1,020円

中央区町内自治会連絡協議会 視察研修先一覧

日程	視察先
R3. 12. 9	千葉県 ○OTIPSTAR DOME CHIBA (千葉JPFドーム)
R2年度	新型コロナウイルスの影響により中止
R1. 11. 22	東京都 ○東京消防庁本所都民防災教育センター (本所防災館) ○東京都庭園美術館
H30. 11. 16	神奈川県 ○かわさきエコ暮らし未来館・資源化処理施設・メガソーラー展望スペース ○東芝未来科学館
H29. 11. 17	茨城県 ○国立研究開発法人 防災科学技術研究所 ○タカノフーズ株式会社
H28. 11. 24	千葉県 ○三陽メディアフラワーミュージアム ○ケーズハーバー ○ジャパン・リサイクル(株) 千葉リサイクルセンター、千葉バイオガスセンター ○新浜リサイクルセンター ○(株)グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター
H27. 11. 18	茨城県 ○神之池バイオエネルギー株式会社 ○地図と測量の科学館
H26. 11. 12	千葉県 ○東京ガス(株)袖ヶ浦工場
H25. 11. 12	神奈川県 ○横浜市民防災センター ○日本新聞博物館
H24. 11. 13	東京都 ○東京臨海防災公園 (そなえりあ) ○江戸東京博物館
H23. 11. 11	神奈川県 ○横浜市水道局新エネルギー発電設備 (小雀浄水場) 千葉県 ○大洲防災公園
H22. 11. 9	神奈川県 ○東芝科学館
H21. 11. 18	神奈川県 ○横浜美術館 東京都 ○町田リサイクルセンター
H20. 11. 5	埼玉県 ○リサイクル・プラザJB ○鉄道博物館
H19. 11. 12	東京都 ○目黒区防災センター 地震の学習館

令和4年度活動研修会 視察候補地

区分	視察先	移動時間	概要	見学時間	千葉市内区連協の視察実績	補足	同日行程案
下水	東京都虹の下水道館 (東京都江東区有明二丁目3番5号 有明水再生センター5階)	約45分	東京都虹の下水道館は、お台場有明地区にある東京都下水道局の広報施設です。 館内の「レインボータウン」を舞台に、普段入ることのできない下水道管やポンプ所、中央監視室、水質検査室で下水道の仕事を体験し、下水道に携わる人の思いや工夫に気づくことができます。有明水再生センター見学ガイドでは実際に下水を処理している様子を見学しながら、下水処理の仕組みについてわかりやすくご案内します。	2時間15分	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・9時30分～16時30分の間で時間指定可能。 ・平日のみ開催(冬休み期間中を除く)。 ・76人であれば3班に分かれて実施。 ・候補日をあげて参加申請後、水再生センター及び駐車場の空き具合を見て参加可能日を教えてくれる。 ・無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本科学未来館」火曜定休 ・「迎賓館赤坂離宮」50人まで
防災	防災体験学習施設 「そなエリア東京」 (東京都江東区有明3-8-35)	約45分	体験と学習2つのゾーンに分かれており、防災に関して多角的に学べる。「東京直下72h TOUR」では首都直下地震が起きたことを想定し、地震後の街や避難所生活を疑似体験できる。映像ホールでは地震に関するアニメを観られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災体験ゾーン<所要時間:約35～40分> ・防災学習ゾーン オペレーションルーム<所要時間:約30分> ・2階映像ホール<所要時間:約25分> 	1時間30分	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度若葉区 ・平成23・28年度緑区 ・平成27年度花見川区 ・平成24年度中央区 ・平成23年度美浜区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド付きツアーは30分毎。有料(1班定員30名:一律16,800円) ・2～3班集体体で見学 ・仮予約は不可 ・午前中は小学校の校外学習等で全て埋まっており、予約不可 	他
廃棄物	新浜リサイクルセンター (千葉市中央区新浜町4番地)	約20分	新浜リサイクルセンターは、主に、集めた資源物や、粗大ごみ・不燃ごみの中から、資源になるものを取り出し、リサイクルできるようにして、埋め立ての量を減らす施設。 市職員がガイドとなり、施設内の説明を聞きながら見学する。	約1時間	平成28年度中央区	<ul style="list-style-type: none"> ・7月から施設見学再開予定。 ・1日1回午前のみ、最大40人参加可能。 ・ガイドあり ・大型バス駐車場あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「昭和の森フォレストビレッジ」(千葉市緑区小食土町955) 約40分

議題（３）千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則一部改正等の検討について

1 改正等検討項目

- (1) 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則第7条（役員を選出）第3項について
- (2) 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則第6条（役員）について

2 提案経緯

例年、監事の選任については、慣例により各地区での役割のバランスを取るため、三役が入っている地区連以外の理事の地区から地区連協会長である理事の推薦をもらい、選任案としてきた。

令和4年5月14日に開催された令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の議案第7号「令和4年度監事の選任について」の議決の際に、選任案以外の単位町内自治会長が監事へ立候補されたため、議長より、立候補者を含めた3名の中から2名を選任する案を提案したところ、「総会で初対面等の人からどなたが監事に相応しいのか判断するのは困難である。」等のご意見を受け、新たに、議長及び鈴木会長より「地区連協から推薦された議長提案の2名を選任する」もしくは「立候補者を含めた3名の中から2名をこの場で選任する」という選任方法2案を提案し、議決することとし、議長提案の2名が監事を務めることについて、委任含め賛成多数により承認された。

総会の中で「慣例により監事を三役以外の地区連協から推薦された者から選任しているのであれば、その旨を会則に明記してはどうか。」や「理事と監事の分離という原則からは監事は理事の推薦を受けた人でない方がいい。」等のご意見があり、「会則の改正については、今後、理事会で改正案について審議の上、改正する場合は次年度の通常総会にて理事会で決定した案を諮っていくこととする。」とご回答したため、本理事会にて監事の選出方法について、改正の必要性等を検討するとともに、改めて現在の監事の人数についての妥当性を検討する。

3 改正等案

- (1) 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則第7条（役員を選出）第3項について

A案 現行どおり修正なし

B案
会則第7条第3項

現行	改正案
(役員を選出) 第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。 ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。	(役員を選出) 第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。 ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。

3 <u>監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</u>	3 <u>監事の選任については、理事以外の会員から理事の推薦を受けた者を監事候補者として総会に諮り、承認を受ける。</u>
-----------------------------------	---

C案

会則第7条第3項

現行	改正案
(役員の選出) 第7条 第1項～2項 (略) 3 <u>監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</u>	(役員の選出) 第7条 第1項～2項 (略) 3 <u>監事の選任については、理事以外の会員から三役以外の理事の推薦を受けた者を監事候補者として総会に諮り、承認を受ける。</u>

D案

会則第7条第3項

現行	改正案
(役員の選出) 第7条 第1項～2項 (略) 3 <u>監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</u>	(役員の選出) 第7条 第1項～2項 (略) 3 <u>監事は、理事以外及び三役の所属する地区町内自治会連絡協議会以外の会員から総会において選任する。</u>

(2) 千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則第6条(役員)について

A案 現行どおり修正なし

B案

会則第6条

現行	改正案
(役員) 第6条 本会は、次の役員を置く。 会 長 1名 副会長 2名 会 計 2名 理 事 若干名 監 事 2名	(役員) 第6条 本会は、次の役員を置く。 会 長 1名 副会長 2名 会 計 2名 理 事 若干名 監 事 若干名

4 参考資料(次ページ参照) …千葉市各区連協の会則

④千葉市各区連協の会則比較

区	会則（役員）	会則（役員の選出）
中央区	<p>（役員） 第6条 本会は、次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長もって、これに充てるものとする。 ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会あつては、中央区内の町内自治会長の代表をもつて理事とする。 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</p>
花見川区	<p>（役員） 第6条 本会は、次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもつてこれに充てるものとする。 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</p>
稲毛区	<p>（役員） 第6条 本会は次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長もつてこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会あつては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもつて理事とする。 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</p>
若葉区	<p>（役員） 第6条 本会は次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 会計は、理事のうちから会長が選任し、理事会の承認を受けるものとする。 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもつてこれに充てるものとする。 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</p>
緑区	<p>（役員） 第6条 本会は次の役員を置く。 会長 1名 副会長 3名 会計 1名 理事 若干名 特命理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長および副会長は、地区町内自治会連絡協議会会長の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 会計は、地区町内自治会連絡協議会会長のうちから会長が選任し、理事会の承認を受けるものとする。 3 理事は、地区町内自治会連絡協議正副会長の2名をもつてこれに充てるものとする。 4 特命理事は、地区町内自治会連絡協議会会長が推薦する1名をもつてこれに充てるものとする。 5 監事は、理事・特命理事以外の会員から総会において選任する。</p>
美浜区	<p>（役員） 第6条 本会は、次の役員を置く。 会長 1名 副会長 1名 会計 2名 理事 若干名 監事 2名</p>	<p>（役員の選出） 第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 2 会計は、理事のうちから会長が選任し、理事会の承認を受けるものとする。 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長および各地区代表2名以内をもつてこれに充てるものとする。 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。</p>